



# 月刊 せいとう 健けん

## 《 ミニプロフィール 》

昭和34年、小さな写真屋に生まれる。  
大学時代は、ハンドボール部のキャプテンとして活躍。  
零細企業に育ったこともあり、中小企業を担当する通商産業省に入省。  
日米交渉や行政改革、地方行政(埼玉県副知事に出向)などに携わる。  
平成18年衆議院千葉七区補欠選挙にて公募により選ばれるも、惜敗。  
平成21年衆議院総選挙において、初当選。3期目。環境大臣政務官、  
党副幹事長、党農林部会長を経て、現在、農林水産副大臣として農協  
改革やTPPなど、安倍政権の最前線で奮闘中。  
[趣味] ハンドボール、カラオケ、読書、映画  
[好きな食べ物] ラーメン、焼肉(特にカルビとハラミ)  
[尊敬する人物] 高杉晋作、原敬、鈴木貫太郎

やっぱり  
この界だ



4月号

平成29年4月12日発行

## 「テロ等準備罪、 何のため？」

今号では、今後の国会における最大の焦点の一つ「テロ等準備罪」を取り上げます。少々専門的になりますが、大事な争点なのでご容赦いただければ幸いです。

### 1. なぜ必要？

国際的なテロ活動の活発化を踏まえて国際組織犯罪防止条約が発効し、世界187か国・地域が締結済みになってますが、先進国の中では日本だけが未締結状態になっております。

【参考】(日本以外の未締結の国) イラン、コンゴ共和国、ソロモン諸島、ソマリア、ツバル、パプアニューギニア、パラオ、ブータン、フィジー、南スーダンの10か国のみ

「テロ等準備罪」の創設はこの条約を締結するために、必要なものとなっております。

### 2. そんな犯罪を新設しなくても締結できないのか？

この国際条約では、第5条1(a)で、従来の犯罪行為の未遂または既遂に係る犯罪とは別個の犯罪として、次の犯罪のいずれか一方又は双方を犯罪として処罰できるようにすることが求められております。

- 1) 重大な犯罪を行うことの合意(重大な犯罪の合意罪)
- 2) 組織的な犯罪集団活動への参加(参加罪)

しかしながら、日本にはこの二つの犯罪のいずれもが存在していません。

### 3. 日本が条約を締結しないとどんな問題が生じるのか？

東京オリンピック・パラリンピックを前にして世界各国と協力しながらテロの未然防止に努めねばならない日本が、この基本的な条約すら締結しないというのは、世界から多くの方々から来日しその安全を確保しなければならないわが国としてまずあり得ないことです。

加えて、他に大きな問題としては、他国との捜査協力に支障が生じるということがあります。

(裏面につづく)



和太鼓を習ってる子供たちの公演に駆けつけました。パワフルな演奏に圧倒。



卒園式にて園児にエールを送ると共に、保護者へも子育てへのエールを送りました。



剣道大会にて挨拶。今年は会場の都合で残念ながら会えなかった方も大勢いました。

(おもて面から)

1. で述べましたように、日本以外のほとんどの国がこの条約を締結してしますので、本件捜査をしている国から日本に捜査協力依頼が来ることは十分にありえます。そのとき、日本が条約を締結していれば、日本から証拠を提供するなどの協力ができますが、締結していないと、その国は、複雑な日本の法律のどこに違反する可能性があるということ細かく検討しないとイケないということになります。これでは時間がかかりすぎるし、事実上、日本の協力は得られないということにもなりかねない。そして、その結果、その国で現実にはテロが起こってしまったら、日本の国際的立場はどうなってしまうのでしょうか。

#### 4. 一般の人が無実の罪で拘束されることになるのではないか？

この点が一番心配な点ですが、この「テロ等準備罪」の構成要件は次のように大変厳しいものとなっております。

- 1) 犯罪主体・・・組織的犯罪集団（共同の目的が一定の犯罪を実行することにある団体）であること
- 2) 対象犯罪・・・長期4年以上の懲役・禁固にあたる罪のうち、組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるものに限定
- 3) 計画・・・犯罪を行うことの具体的計画
- 4) 準備行為・・・上記計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為

#### 5. おわりに

このように、テロ等準備罪は、国際的に合意された最低限のテロを含む国際的な組織犯罪対策を実施しようというものであります。この条約の締結が遅れ、結果として、オリンピック・パラリンピックで多くの外国の方々を迎えその安全を確保する義務があるわが国が、テロ対策が十分でない国だと思われるのは避けねばなりません。批判は歓迎です。ですが、批判のための批判はよくない。批判される方は、この国際条約を締結する必要はないということなのか、あるいは必要があるけどどこどこがよくないということなのか、そのどちらなのか意見をはっきり述べるべきではないでしょうか。意見を言わず、治安維持法の再来だとか一億総監視社会だなどといったずらに不安をあおる批判だけするのは、責任ある態度ではないと、さいとう健は強く思っています。



そば打ち教室にてできたてのおそばを試食。参加者同士の食べ比べも楽しみました。



野球大会の始球式にバッターとして参加。フルスイングで見事に空振りをとられました。



豆まきに飛び入り参加。ペース配分を考えながらまくのは意外と難しいんです。



#### 「国会見学」のご案内

さいとう健は、時間の許す限り、国会議事堂内を一緒に案内いたします。何名様でも結構です。お問い合わせは後援会事務所まで。



#### 「ミニ集会」のご案内

さいとう健は、皆様とひざをつき合せて意見交換ができるミニ集会を、活動の原点としております。ぜひ企画して呼びいただければ幸いです。

## メルマガさいとう健

名前・住所の登録不要。  
月刊さいとう健では伝えきれない内容満載。  
返信すれば匿名で意見を伝えられます。  
<http://www.saito-ken.jp/info/melmaga.html>



討議資料

～ 後援会入会はコチラまで ～

さいとう健 後援会事務所(千葉銀行おたかの森支店裏)  
〒270-0137 流山市市野谷665-40-103  
TEL: 04-7157-6223 FAX: 04-7157-6224 E-mail: info@saito-ken.jp  
さいとう健 国会事務所  
〒100-8981 千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館822号室  
TEL: 03-3508-7221 FAX: 03-3508-3221